

全国の状況

・中核市では、奈良市を除く中核市 44 市のうち 28 市で地域自治組織が設置されている。
(平成 28 年 1 月時点、協働推進課調べ)

・国はこういった組織を「地域運営組織」と呼んでおり、平成 25 年度の総務省の調査
(※)によると、有効回答数 1,372 市町村中、約 350 市町村において 1,600 を超える組
織がある。(1 市町村あたり 4.6 組織)

※「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査

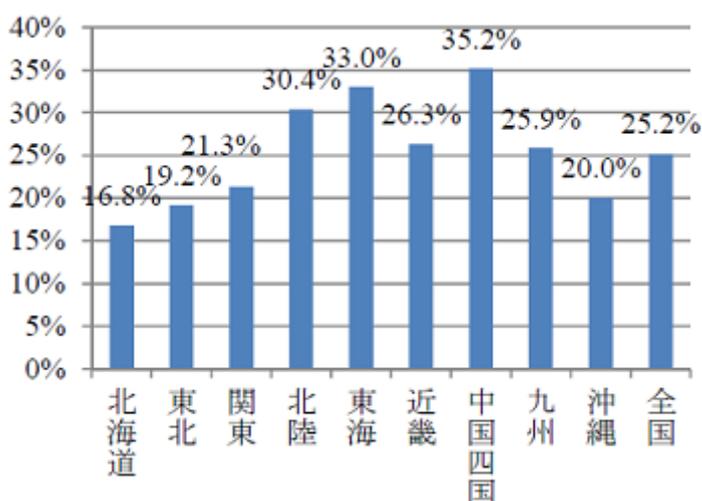
・国は『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版』で、2020 年までに地域運営組
織が全国で 3,000 団体形成されることを目標としている。

・下のグラフを見ると中国四国地方や東海、北陸地方では 3 割を超えており、近畿地方
も全国と同様の水準 (26.3%) だが、・奈良県は 39 市町村中 4 市町村 (山添村、高取町、
十津川村、下北山村) で 9 つの地域運営組織しかなく、設置率が低い (10.2%)。これに
は「平成の合併」等が影響しているのではなかろうか。

(坂本誠・小林元・筒井一伸 (共著)『全市区町村アンケートによる地域運営組織の設置・運営状況に関
する全国的傾向の把握』、2013 年、JC 総研)

【参考】暮らしを支える組織がある市町村の割合

(「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査)



○市民参画及び協働によるまちづくり条例について（説明）

1. 経緯

急激な社会状況の変化や、少子・高齢化社会により市民ニーズが多様化する中、様々な地域課題を解決するためには、行政の力だけでは限界があります。

また、平成 7 年に発生した、阪神淡路大震災が契機となり、自分たちのまちは、自分たちでつくるんだという自治意識が芽生え、行政任せにするのではなく、市民や自治会・町内会などの地縁組織、そしてボランティアや NPO、事業者などの、多様な主体と参画協働して、地域課題を解決する社会をめざそうという機運が高まってきました。

奈良市としても市民や地縁団体、ボランティア、NPO、事業者、学校などの多様な主体との参画・協働を通して、共に、住みよいまちづくりを進める体制をつくるための根拠となる条例の策定について検討するために平成 19 年条例検討委員会が設置され、平成 21 年 4 月 13 日に奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）制定に関する提言が提出されました。それらを踏まえ「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を制定し、平成 21 年 7 月 1 日に施行いたしました。

2. 条例内容

この条例は、参画と協働に関して言えば、市政運営全般の根幹となる条例であり、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働でこれからの奈良のまちづくりを進めることが謳われています。

市民参画や協働によるまちづくりにおいては、その方法も、市民の皆さまの行動も、常に変わっていくものであり、また、社会情勢も変わっていくことから、条例の第 21 条で、5 年を超えない期間ごとに、条例の見直しや改正等についても検討することとなっております。

3. 条例の見直しについて

地域コミュニティの観点について、奈良市自治連合会から平成 26 年 2 月に地域自治組織の検討に関する中間報告書が提出され、それらを基に市民参画及び協働によるまちづくり審議会にて審議を重ねて頂き、平成 27 年 10 月に提言を頂きました。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 (平成 21 年奈良市条例第 34 号)の一部改正(案)

記

条例を次のとおり改正するものとする。

- 条例第 2 条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

(8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体（以下「市民等」という。）が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。

- 条例第 8 条の 2 として地域自治協議会の設置に係る規定を追加する。

第 8 条の 2 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。

- 2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。
- 3 地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める。

- 上記の規定の追加に伴う所要の改正を行う。

奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号)第8条の2の規定に基づき、地域自治協議会(以下「協議会」という。)の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の要件)

第2条 協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) おおむね小学校区を区域とし、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) その区域に属する住民世帯数の過半数が協議会を構成するものとなっていること。
- (3) その区域に居住し、又は活動する個人、団体、事業者等で構成されていること。
- (4) 次条第2項に掲げる事項が記載された規約が定められていること。

(認定の申請)

第3条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、市長の認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、奈良市地域自治協議会認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 組織図
- (5) 地域自治計画
- (6) 区域を示す図面
- (7) 当該年度の事業計画及び予算書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設立の目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動の内容
- (5) 区域
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する事項
- (8) 議決機関及び執行機関に関する事項
- (9) 地域自治計画に関する事項
- (10) 会計に関する事項

- (11) 監査に関する事項
- (12) 規約の変更に関する事項
- (13) その他活動の実施に必要な事項
(協議会認定への支援)

第4条 市は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、支援を行うことができる。

- 2 市は、協議会を設立しようとする者又は前条第1項の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。
(認定等)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定する場合は奈良市地域自治協議会認定通知書(別記第2号様式)により、認定しない場合は奈良市地域自治協議会不認定通知書(別記第3号様式)により、その旨を代表者に通知するものとする。
(変更の届出)

第6条 代表者は、第3条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。
(認定の取消し)

第7条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 活動実態がなく、以後再開されないことが明らかであるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 運営に不正な行為があったとき。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的としていると認められる行為があったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書(別記第5号様式)によりその旨を当該協議会の代表者に通知するものとする。
(解散に伴う届出)

第8条 協議会が解散するときは、代表者は解散の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。
(市の責務)

第9条 市長は、第5条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 協議会と市民、市民公益活動団体等の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。
- (2) 協議会から、意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。
- (3) 協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

奈良市地域自治協議会認定申請書

平成 年 月 日

奈良市長様

申請者住所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 団体の設立年月日

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 認定を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 組織図
- (5) 区域を示す図面
- (6) 地域自治計画
- (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号(第4条関係)

奈良市地域自治協議会認定通知書

平成 年 月 日

様

奈良市長 印

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり認定したので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

1 地域自治協議会の名称

2 認定年月日 平成 年 月 日

別記様式第3号(第4条関係)

奈良市地域自治協議会不認定通知書

平成 年 月 日

様

奈良市長 印

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の理由により認定できないので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第4条第1項の規定により通知します。

(理由)

別記様式第4号(第5条関係)

奈良市地域自治協議会変更届出書

平成 年 月 日

奈良市長様

申請者住所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会の認定に係る事項を変更したので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定の内容	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

別記様式第 5 号(第 6 条関係)

奈良市地域自治協議会認定取消通知書

平成 年 月 日

様

奈良市長 印

平成 年 月 日付で通知の地域自治協議会の認定については、次のとおり取り消したので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第 6 条第 2 項の規定により通知します。

1 地域自治協議会の名称

2 認定を取り消した年月日 平成 年 月 日

3 取消しの理由

別記様式第6号(第7条関係)

奈良市地域自治協議会解散届出書

平成 年 月 日

奈良市長様

申請者住所

団体の名称

代表者の氏名 印

地域自治協議会を解散したので、奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地域自治協議会の名称

2 解散年月日 年 月 日

地域自治協議会の概要

(1) 地域自治協議会とは？

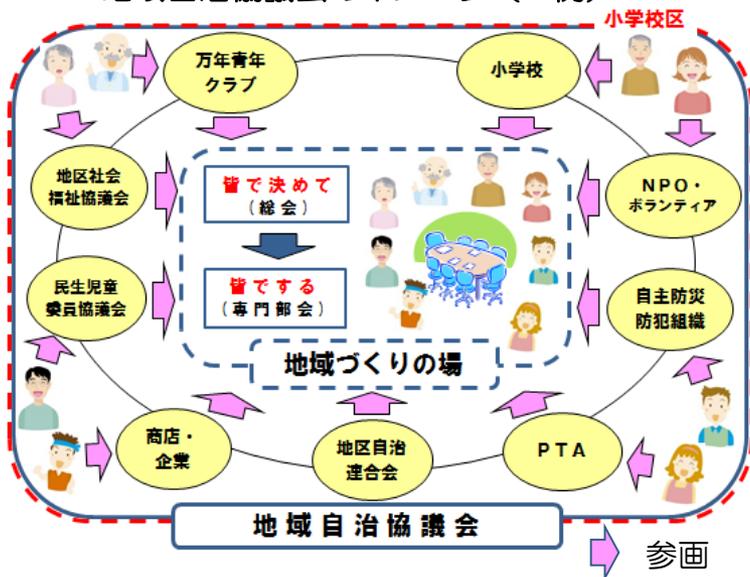
- 地域の人々やさまざまな団体が参画し、自分たちの地域の課題などについて話し合い、その解決に向けて取り組む組織。
- 活動範囲は、地域の皆さんの顔が認識できる範囲、おおむね小学校区が基準。
- それぞれの強みや知識を皆が持ち寄ることで新たなアイデア・取組が生まれたり、重なっている活動を協働で担うことで負担を軽減したりすることができる。

(2) 参画が予想される団体等

地域によって違いは出てくるが、おおむね以下のような団体等（※）の参画が予想される。

※ 平成25年度実施「地域コミュニティ実態調査」においてアンケート票を送付し、地域自治協議会をPRした団体。

地域自治協議会のイメージ（一例）



1	地区自治連合会	14	中学校区地域教育協議会
2	日赤奉仕団	15	中学校区少年指導協議会
3	地区社会福祉協議会	16	幼稚園PTA
4	地区民生児童委員協議会	17	小学校PTA
5	遺族会	18	中学校PTA
6	自主防災防犯組織	19	子ども会
7	女性防災クラブ	20	ガールスカウト
8	消防団分団	21	ボーイスカウト
9	地域婦人団体	22	商店会
10	地区万年青年クラブ連合会	23	NPO法人
11	地域包括支援センター	24	ボランティア団体
12	スポーツ協会	25	その他
13	人権教育推進協議会		

地域自治協議会の設置に向けた取組み

		奈良市自治連合会	奈良市	市民参画及び協働によるまちづくり審議会	
H21年度	7月		市民参画及び協働によるまちづくり条例 施行		
H22年度	12月		市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 策定		
H25年度	4月				
	5月	協議を依頼		第1回審議会 開催	
	6月	審議会からの依頼を受け、条例の見直しに関する議論を5～6月にかけて行った。地域自治協議会の設置に向けた検討を行うことを目的として地域自治協議会検討委員会の設置を決定した。		条例の規定のうち、地域コミュニティに係る部分について、奈良市自治連合会に協議を依頼した。	
	7月	第1回検討委員会 開催			
	8月				
	9月				
	10月	検討委員会の開催（計8回）		審議会の開催（計5回）	
	11月				
	12月				
	1月		提出	条例の見直しに関する中間報告を奈良市に提出した。	
2月	検討の結果を「地域自治組織の検討に関する中間報告書」として奈良市に提出した。	提出	奈良市自治連合会から「地域自治組織の検討に関する中間報告書」が奈良市に提出されるのを待って、条例の見直しに係る審議を行い、その結果を奈良市に提言すると記述。		
3月	・市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正 ・地域自治協議会を含めた地域に対する市の支援体制充実 ・地域コミュニティの実態把握と地域住民への周知・啓発				
H26年度	4月		協働のまちづくり推進庁内検討委員会設置、第1回開催		
	5月	第1回検討委員会 開催	地域自治協議会の仕組みの確立に向けた全庁的検討	第1回審議会 開催	
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	検討委員会の開催（計9回）	庁内検討委員会の開催（計2回）	審議会の開催（計5回）	
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
2月					
3月	年度報告書作成		地域実態調査		
H27年度	4月	年度活動目標 ・パイロット地区の推進 ・地域自治協議会設置推進のための広報紙の発行 ・合同会議による市との調整			
	5月				
	6月	第1回検討委員会 開催	市と市自治連合会の調整	第1回審議会 開催	
	7月		第1回合同会議 開催		
	8月	検討委員会の開催（計9回予定）		第2回審議会 開催	
	9月				
	10月 上旬	地域活動セミナー 開催		提出	条例の見直しに関する提言書を奈良市に提出
	10月 中旬	パイロット地区10地区選出		別添 提言書	条例第2条に地域自治協議会の定義、第8条の2に協議会の役割に関する条文を追加する。その他詳細については別に規則等に定めるのが望ましい。
	10月 下旬				
	11月 上旬		第1回庁内検討委員会 開催 第1回幹事会 第1回部会	条例改正・規則制定の進め方	
	11月 中旬				
	11月 下旬		第2回合同会議 開催		
	12月 上旬				
	12月 中旬				
	12月 下旬				
	1月 上旬			パブリックコメント（条例・規則） 1月15日～29日	
	1月 中旬		第3回合同会議 開催		第3回審議会 開催
	1月 下旬				
2月 上旬					
2月 中旬			議案提出予定		
2月 下旬					
3月 上旬					
3月 中旬			3月定例会	法令審査会（規則）	
3月 下旬	年度報告書作成予定				

自治連合会 状況表

平成27年4月1日 現在

地区名	人口	世帯数	自治会数	エリア面積 (㎡)
飛鳥	13,584	6,186	91	6,062,064
済美	12,208	5,739	69	1,482,114
済美南	5,335	2,541	20	931,465
鼓阪	5,789	2,849	34	9,316,294
佐保	11,586	5,599	75	2,696,308
青山	4,441	1,895	13	2,964,421
椿井	4,106	2,055	49	1,192,421
大宮	13,639	6,813	42	1,294,413
佐保川	9,288	4,400	27	2,766,098
大安寺	10,956	4,830	21	1,545,310
東市	6,818	3,236	30	7,378,549
明治	9,299	3,951	15	2,424,382
辰市	10,489	5,088	25	2,629,758
帯解	3,359	1,426	10	3,568,402
精華	845	313	8	8,806,681
大安寺	5,299	2,381	30	1,042,885
伏見	15,049	6,881	25	2,404,671
伏見南	8,529	3,648	15	1,643,384
西大寺	7,203	3,384	19	1,287,328
六条校区	15,267	6,517	41	2,926,968
あやめ池	9,659	4,212	49	1,366,846
都跡	12,631	5,301	37	6,578,460
平城	20,284	8,261	19	4,848,667
学園南	2,300	995	11	572,719
富雄南	12,673	5,267	19	5,465,045
奈良帝塚山	8,591	3,489	14	1,950,893
学園三碓	14,582	5,673	37	1,919,540
登美ヶ丘	13,527	5,988	16	1,973,298
東登美ヶ丘	7,517	3,001	18	1,721,136
平城西	4,412	1,783	8	782,120
鶴舞	6,545	3,059	17	975,817
二名	7,919	3,155	23	1,912,942
青和	9,718	3,960	28	1,023,116
富雄	13,460	5,454	25	1,237,749
鳥見	7,067	3,184	15	889,293
田原	1,841	774	19	28,832,742
柳生	1,160	456	7	15,360,005
大柳生	1,016	412	5	14,247,186
東里	771	326	10	10,784,387
狭川	463	194	10	5,753,823
月ヶ瀬	1,516	497	6	20,403,568
神功	5,585	2,246	7	772,225
右京	5,186	2,453	5	708,833
朱雀	6,856	2,744	9	1,101,963
左京	5,925	2,249	7	954,544
佐保台	2,906	1,266	7	895,243
並松	1,469	574	10	6,095,875
吐山	1,113	377	3	4,339,313
都祁	1,894	703	7	4,899,783
六郷	1,376	483	9	14,465,312
合計	363,051	158,268	1,116	227,196,358

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の
見直しについて」提言書

平成27年10月8日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

1. 提言

私たち、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）は、平成 25 年 5 月より、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成 21 年奈良市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき検討を行ってきました。

主な点としては、「地域コミュニティ政策」の骨子となる地域自治組織（地域自治協議会）と「NPO政策」とした市民提案制度について審議を進めてきたところです。

平成 26 年 1 月 22 日に中間報告を奈良市へ提出したのち、その後も 7 回にわたる審議を重ね、今回、意見がまとまりましたので、審議会として下記のとおり提言を行います。

記

条例を次のとおり改正するものとする。

- 条例第 2 条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

(8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体（以下「市民等」という。）が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。

- 条例第 8 条の 2 として地域自治協議会の設置に係る規定を追加する。

第 8 条の 2

市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。

2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。

3 地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める。

なお、市民提案制度については、引き続き審議を重ねていきたいと思います。

本提言が、将来にわたって市民参画及び協働によるまちづくりの発展の一助になるよう、奈良市におかれてはこれを尊重のうえ、慎重かつ迅速な検討をお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月 8 日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会
会長 澤井 勝

2. 提言にあたって

(1) 主な論点

審議会では、平成 25 年度から地域コミュニティ政策と NPO 政策の 2 つの論点で検討を進めてきた。

地域コミュニティ政策については、地域における新たな連携・協働の仕組みとしての地域自治組織のあり方として議論を行った。近年は自治会・町内会加入率の低下に伴い、担い手の高齢化や人材不足、新住民の不参加、進まない世代交代などの課題を抱え、その運営方法を見直さなければならない。また、地域社会における地縁型組織そのものの必要性や役割に対する認識が薄れているのであろう。

審議会は、地域自治組織の呼称を地域自治協議会（以下「地域自治協議会」という。）と定め、地域自治協議会は、同じ地域で暮らす人たちのコミュニティを再構築し、地域課題の解決が出来るような体制づくりを進め、NPO などのテーマ型団体との連携を図り、地域住民の代表性や正当性の担保が重要になるものとする。

NPO 政策については、主に「市民提案制度」を組上に載せ検討を行ってきた。行政の視点ではなく、市民の多様な発想から生み出される各種事業の企画を募り、それを協働して取り組むことが大切であることから、審議会は、平成 18 年度から平成 21 年度に実施された「奈良市市民企画事業」の検証を基に、その成果や課題から新たな NPO 政策について継続審議を行っている。

地域自治組織の現状としては、地域コミュニティ実態調査（平成 26 年度実施）から、多くの組織が構成員の高齢化や役員等の後継者不足に悩みを抱えていることや地域団体の運営の課題としては「予算が足りない」「活動への参加者が少ない」と資金確保や活動の限界、人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方などの課題があることが明らかになっている。

これからの「地域自治協議会」については、今後の人口急減や超高齢化社会の中で、最大の資源である人と人のつながりを礎にして、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって組織を形成し、暮らしを支える活動が展開されるような機能の確保や、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実行する組織でなければならないと考えられる。